

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）第112条の規定に基づき公告する。

令和7年8月25日

いわき市長 内田 広之

1 入札に付す事項

物 件 名	データ通信サービス付きタブレット端末（高齢福祉課）
納 入 場 所	いわき市の指定する場所
物 件 概 要	タブレット端末 146台 （令和7年度分 データ通信サービス及びモバイルデバイス管理等を含む）
納 入 期 限	令和7年12月1日(月)

2 入札参加資格

この公告に基づく入札に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

	令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿（いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱（平成元年2月1日制定）第5条第2項に規定する名簿をいう。以下「いわき市入札参加有資格者名簿」という。）に記載されている者であること。						
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。						
	いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。						
	公告日から入札を執行する日までの間に、いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱（平成元年2月1日制定）に基づく入札参加者指名基準による指名排除措置を受けていない者及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。						
所 在 地 区 分	制限なし。						
登 録 営 業 種 目	いわき市入札参加有資格者名簿において、次に示す営業種目及び品目どちらにも登録している者であること。 <table><tr><th>営業種目</th><th>品目</th></tr><tr><td>01 文房具・事務機・教材</td><td>03 O A 機器・O A 関連用品</td></tr><tr><td>09 電気機器・通信機器</td><td>03 通信機器</td></tr></table>	営業種目	品目	01 文房具・事務機・教材	03 O A 機器・O A 関連用品	09 電気機器・通信機器	03 通信機器
営業種目	品目						
01 文房具・事務機・教材	03 O A 機器・O A 関連用品						
09 電気機器・通信機器	03 通信機器						

3 仕様書等の交付について

入札に参加しようとする者は、必ず仕様書等の交付を受けること。

交付の期間及び場所	
期 間	令和7年8月25日(月) から 令和7年9月1日(月) まで 午前8時30分から午後5時00分に限る 閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで）を除く。
場 所	いわき市財政部契約課
交 付 方 法	希望者は、「仕様書等交付申込書」を持参又は電子メールによる電送にて提出すること。また、電子メールで提出した際は、契約課へ電話による受理確認を行うこと。なお、電子メールで提出した場合は、仕様書を電子メールで交付するものとする。 電子メール keiyaku@city.iwaki.lg.jp 電話 0246-22-1136 「仕様書等交付申込書」は市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「物品購入等」内関係ファイル）からダウンロードするか、契約課窓口にて入手すること。
備 考	期間内に仕様書等の交付を受けない者が行った入札は無効とする。

仕様書等に対する質問		
期 間	令和7年8月25日(月) から 令和7年9月2日(火) 午前11時00分まで	
提 出 先	いわき市保健福祉部 高齢福祉課 電子メール koreihukushi@city.iwaki.lg.jp 又はFAX 0246-22-7547	
質 問 の 方 法	仕様書等に関し質問がある場合は、質疑応答書（第4号様式）に質問事項を記載し、提出先に電子メール又はファクシミリにて提出すること。また、提出した際は、上記提出先へ電話による受理確認を行うこと。 なお、電話等による質問は、受け付けない。 質疑応答書(第4号様式)は、市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「入札・契約関係例規集、関係様式」→「いわき市入札契約様式集」→「一般競争入札関係様式」）からダウンロードにて入手すること。	
仕様書等に対する質問への回答		
回 答 期 日	令和7年9月3日(水)	
回 答 の 方 法	回答期日までに質問者に対し、電子メール又はファクシミリにより行う。 なお、質問及び回答の内容は、いわき市財政部契約課（本庁舎7階）で閲覧に供するとともに、市ホームページで公表する。	

4 入札参加手続

入札に参加しようとする者は、次に示す書類を、次に定める期日までに提出すること。

交付の期間及び場所	
提出書類	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式） 「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）」は市ホームページ（「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「物品購入等」内関係ファイル）からダウンロードするか、契約課窓口にて入手すること。
提出先	いわき市財政部契約課（本庁舎7階） 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 電話番号：0246-22-1136（直通） メールアドレス：keiyaku@city.iwaki.lg.jp
提出方法	下記のいずれかの方法によるものとする ・いわき市財政部契約課へ持参 ・一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵送 ・電子メールによる電送 ただし、持参以外の方法により提出する際は、上記提出先へ電話による受理確認を行うこと。
提出期限	令和7年9月5日(金) 午後5時00分まで
入札参加資格の確認結果の通知	
通知日	令和7年9月10日(水)
確認結果の通知	入札参加資格の確認後、確認結果について「制限付一般競争入札参加資格確認通知書（第3号様式）」により通知（郵送）する。 入札参加資格有りとは認められた者には、入札書をあわせて郵送する。
資格が無いとされた場合	入札参加資格がないとされた場合、その理由の説明を令和7年9月16日（火）までに文書により求めることができる。（いわき市財政部契約課へ持参。郵送、電送は不可。）

5 入札日時

入 札 方 法	郵便入札
提 出 方 法	持参 又は 郵送 郵送の場合 一般書留郵便又は簡易書留郵便
提 出 開 始 日	令和7年9月10日(水) 提出開始日前に入札書を提出した入札は無効とする。
到 着 期 限	令和7年9月24日(水) 午後5時00分 必着
提 出 先	いわき市財政部契約課(本庁舎7階) 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 封筒貼付用の宛名等は、市ホームページ(「産業・ビジネス」→「入札・契約」→「一般競争入札情報」→「いわき市一般競争入札情報」→「物品購入等」内関係ファイル)からダウンロードにて入手し、封筒に貼付して郵送してすること。
提 出 す る 物	入札書
開 札 日 時	令和7年9月25日(木) 午前10時00分
開 札 場 所	いわき市役所本庁舎7階 入札室
備 考	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 本入札は、参加者が1者以上あれば実施するものとする。
入 札 の 無 効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに郵便入札の条件に反した入札書(入札心得(郵便用/物件供給)参照)については、無効とする。 市長により競争入札参加資格のある旨確認されたものであっても、確認後本公告第2に掲げる資格のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。
再 度 の 入 札	初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。 再度の入札において、参加資格があるものについては、ファクシミリにより通知し、再度入札用の入札書を電送する。通知により定められた期日までに、いわき市財政部契約課あてに「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により、郵送するか、いわき市財政部契約課へ持参すること。

6 保証金

入 札 保 証 金	免除とする。
契 約 保 証 金	請負代金額の10分の1以上の額とする。ただし、財務規則第136条第6項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 契約の締結

落札決定者は、落札決定の日から7開庁日以内に仮契約を締結しなければならず、この期間内に仮契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。

落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。

この契約は、いわき市議会の議決後(専決処分の場合を含む。)、直ちに本契約に移行するものとする。

いわき市議会の議決(専決処分の場合を含む。))がなされなかった場合は、この契約は、締結しなかったものとし、損害が生じた場合においても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

8 その他

「いわき市郵便入札実施要綱」及び「いわき市物品購入等に係る制限付一般競争入札実施要綱」並びに「入札心得(郵便用/物件供給)」、「【物品購入等】制限付一般競争入札への参加手続きについて」に示すとおりとする。

9 問い合わせ先

いわき市財政部契約課物品契約係 0246(22)1136